

令和元年法律第四十八号

日本語教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第九条）	日本語教育の推進は、国内における日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行わなければならない。
第二章 基本方針等（第十条・第十一条）	日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
第三章 国内における日本語教育の機会の拡充（第十二条～第十七条）	日本語教育の推進は、国内における日本語教育の機会の拡充（第十八条・第十九条）
第四章 海外における日本語教育の機会の拡充（第十八条・第十九条）	日本語教育の水準の維持向上等（第二十一条～第二十三条）
第五節 地方公共団体の施策（第二十六条）	日本語教育に関する調査研究等（第二十四条・第二十五条）
第六節 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条）	日本語教育に関する調査研究等（第二十四条・第二十五条）

附則 第一章 総則（目的）	この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与する上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明かにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する事項を定めることにより、日本語教育の推進に寄与することを目的とする。
第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。	この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対しして行われる日本語の普及を図るために活動を含む。）をいう。
第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育（基本理念）	日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育（基本理念）
第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互（連携の強化）	日本語教育を行なう学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）	日本語教育の推進は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（事業主の責務）
第七条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）	日本語教育の推進は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（国（の責務））
第八条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。（資料の作成及び公表）	日本語教育の推進は、我が国に居住する児童期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。
第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。（法制上の措置等）	日本語教育の推進は、日本語を學習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（基本方針）	日本語教育の推進は、日本語を學習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
第十二条 国は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する者及び日本国籍を有する者であつて我が国に留学しているもの）の留学に対する支援に努めるものとする。（外国人留学生等に対する日本語教育）	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
第十四条 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。（閣議の決定）	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
第十五条 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。（閣議の決定）	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
第十六条 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。（閣議の決定）	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
第十七条 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ	日本語教育の推進は、外国人等である児童、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

並びに附則第三十二条から第三十四条まで及
び第三十七条の規定 公布の日から起算して
九月を超えない範囲内において政令で定め
る日
